

## 令和4年度予算編成方針

### 当町の財政状況

令和2年度国勢調査における町の人口は5,074人（速報値）と、平成27年度の前回調査と比較して757名が減少し、減少率はマイナス13.0%と県内最大となった。歳入の約5割を地方交付税に依存している当町にとって、人口減少は財政的側面からも大きな問題であり、財政規模の縮小に直結する。

「歳入規模に合わない事業」の継続は、財政状況の悪化を招く要因となることから、令和2年度から事業見直しに本格的に着手し、経常経費の抑制について、一定の成果があったものと捉えている。一方で、現在検討している大規模事業の方向性が、今後の財政運営を大きく左右する。現在の財政計画の見込みどおりに事業を実施した場合、令和4年度から毎年2億円以上の基金の取崩しが必要であり、5～6年後には基金が枯渇する可能性もあると試算しているため、各事業の方向性について、慎重かつ早急に決断する必要がある。

### 予算編成の骨子

1. 情報（町民ニーズ）を広く収集、分析の上、課題の本質を捉えた予算編成とする。
2. 持続可能なまちづくりを基本とし、「量」の抑制と「質」の向上を図る。
3. 職員一人ひとりが経営者意識を持ち、未来志向のあるべき姿を想像する。
4. 職員の熱量は、町を動かす原動力となる。前例にとらわれず良策を見出すため、議論を尽くす。

### 予算編成の基本的な考え方（ベースとなる町の政策目標）

#### 1. 少子高齢化、人口減少及び健康長寿対策の推進

未就園幼児等の子育て支援の充実、健康意識の醸成と軽運動等の日常化による健康長寿の推進、中高齢者の小グループ活動の充実による生きがいづくり等

#### 2. 町財政の早期の健全化

事務事業の見直しとその実践、診療所の適切な運営、グリーンバレー神室一体の今後の方向性の検討等

#### 3. 防災・減災対策

地域防災組織の機能強化、防災訓練等の充実、冬期生活の快適さの確保等

#### 4. 未来につながる産業（農林業・商工業）の振興

大規模ほ場整備事業の推進、農林業における儲かる仕組みづくりと担い手育成強化、商工事業者の持続的発展の支援等

## 5. 美しい景観の保持

現代的課題を考慮した街並み景観100年運動の継続・発展等

## 6. 多様な人材の活用と育成

学校統合後の円滑な学校運営と基礎学力向上、一人一人が活躍できるまちづくり等

### **重点事業**（1～3はプロジェクトチームを編成し事業内容を検討）

#### 1. 健康づくりの推進

健康福祉に関して「支援を必要とする高齢者の増加」が大きな課題となっている。生涯にわたり活躍できる健康長寿を増やすため、町民運動となるような実効性のある事業展開を検討すること。

#### 2. 学力向上対策

令和4年度の統廃合をもって、町内小学校が一校体制となる。環境の変化により児童が不安にならないようなフォローアップ体制をとること。併せて、かねてからの課題である基礎学力向上について、具体的な対策を講じること。

#### 3. 所得向上対策

地域経済の活性化には、一人当たり所得の向上が欠かせない。感染症の拡大により打撃を受けた商工事業者や農林事業者の所得底上げとなる中長期的な施策を検討すること。また、町内建設業者の下支えのため、一定数の公共工事を確保すること。

#### 4. 「ウィズ・コロナ」対策

新型コロナウイルス感染症対策は引き続き優先課題である。円滑なワクチン接種の継続を含め「ウィズ・コロナ」を意識した行政サービスの提供を検討すること。

#### 5. デジタル化の推進

国では9月にデジタル庁が発足し、デジタル時代の官民インフラを今後5年で作り上げるとしている。住民の利便性向上を第一義とし、LINE機能の拡充など、取り残されることの無いよう行政サービスや事務事業の再構築を図ること。

#### 6. 新しい地域交通のあり方

スクールバスのサービス拡充やデマンドバスの導入等について検討し、ニーズに応じた地域交通を4月からスタートできるように当初予算へ内容を反映すること。

#### 7. これからの町の観光・景観施策の確立

現在検討しているグリーンバレー神室一体の今後の方向性によっては、今後の観光のあり方について、大きな転換が迫られることになる。金山住宅の着工数減少等から、さらなる停滞も想定される景観施策と併せて、強みを生かしたこれからの観光・景観施策について検討すること。

**歳入に関する事項**

1. 町税、各種料金収入については、公金収納対策専門員との連携により、滞納額の解消と徴収率向上対策を一層強化すること。
2. 国及び県支出金については、各事業のメニューや補助事業の動向を把握し、適切な財源確保に努めること。
3. 使用料及び手数料については、事業に要する経費に応じて、必要であれば金額の見直しを行い、料金収入を確保すること。
4. 財産収入については、土地建物等の未利用財産の処分を積極的に検討し、売却処分が可能なものは整理すること。

**歳出に関する事項**

1. 現在、検討委員会やプロジェクトチーム等において、内容を検討している大規模事業や新規事業について、年度始めからの行政サービスの提供に影響が無いよう当初予算に要求すること。
2. 原則として、必要性、緊急性、事業効果に欠ける経費は計上しないこと。また、過大に見積もることの無いよう留意すること。
3. 需用費及び役務費については、昨年度要求額を基本とし、恒常的に不用額が発生している事業等は再度経費を精査の上、要求すること。
4. 委託料については、費用対効果が向上するものは、積極的に導入を検討すること。
5. 補助費については、昨年度要求額を基本とし、すべての補助金等について、目的、効果及び補助率等を再度見直し、適正な水準を検討すること。
6. 投資的経費については、原則として財政計画に計上されていない事業は認めない。今後の建設予定を含めた全施設について、長期的な維持管理費の見通しを立てる必要がある。公共施設管理については、年間に要する経費を必ず把握し、今後のあり方について十分な検討を行うこと。
7. 繰出金については、公営企業等に対する繰出基準や国の制度に基づくもの以外は原則として認めない。赤字補てんとなる繰出金については、具体的な改善策を検討すること。

**特別会計及び企業会計に関する事項**

特別会計の予算編成にあたっては、特別会計の本旨に沿うとともに、料金等について、一般会計と同様に受益者負担の原則により適正な料金、分担金の設定及び未収金の徴収強化を行い収入の確保に努め、安易に一般会計からの財政支援に依存することがないように積極的な経営基盤の確立を図ること。